



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月12日金曜日 第1517号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

町の新設（松山市）.....	1233
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1236
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	1239
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	1240
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....	1240
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）.....	1241
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	1241
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	1242
指定居宅支援事業者の指定（2件）.....	1242
指定居宅支援事業の廃止（2件）.....	1243
医師の指定.....	1243
指定医師の所在地の変更.....	1243
指定医師の辞退の届出.....	1244
肥料登録有効期間の更新.....	1244
同意の成立（漁獲共済）.....	1244
公共測量の終了の通知.....	1244
道路の区域変更（県道大下白瀧線）.....	1244
道路の供用開始（ " ）.....	1245
道路の区域変更（一般国道379号）.....	1245
道路の供用開始（ " ）.....	1245
道路の供用開始（一般国道379号）.....	1245
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	1246
開発行為に関する工事の完了.....	1246
道路の位置の指定.....	1246
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....	1246

## 公 告

二級建築士試験の合格者.....	1246
------------------	------

## 教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	1247
--	------

## 告 示

### ○愛媛県告示第2252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成16年1月26日から効力を生ずる。

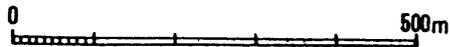
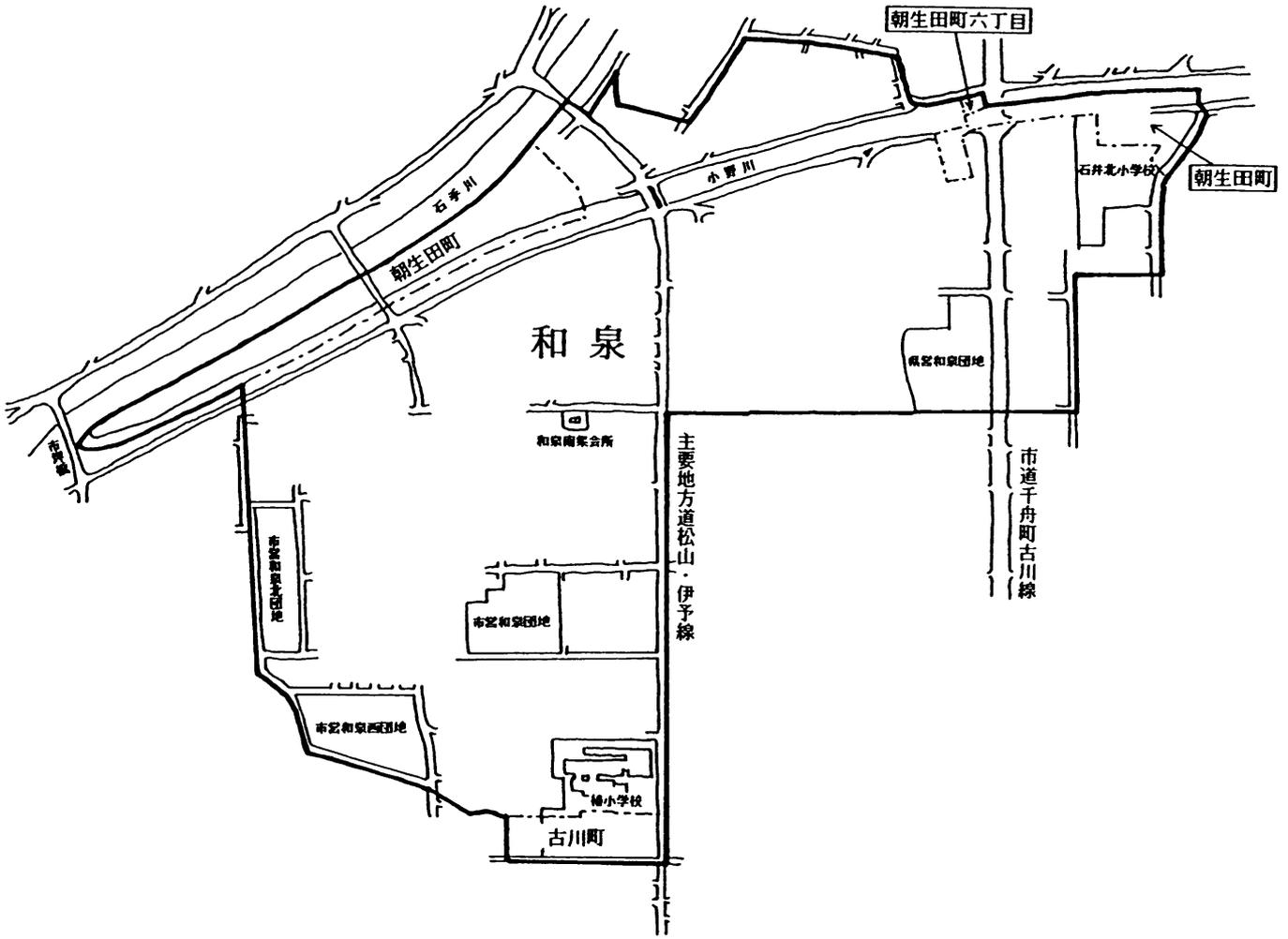
平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

別図1

# 実施区域及び現町界町名図



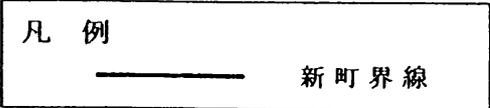
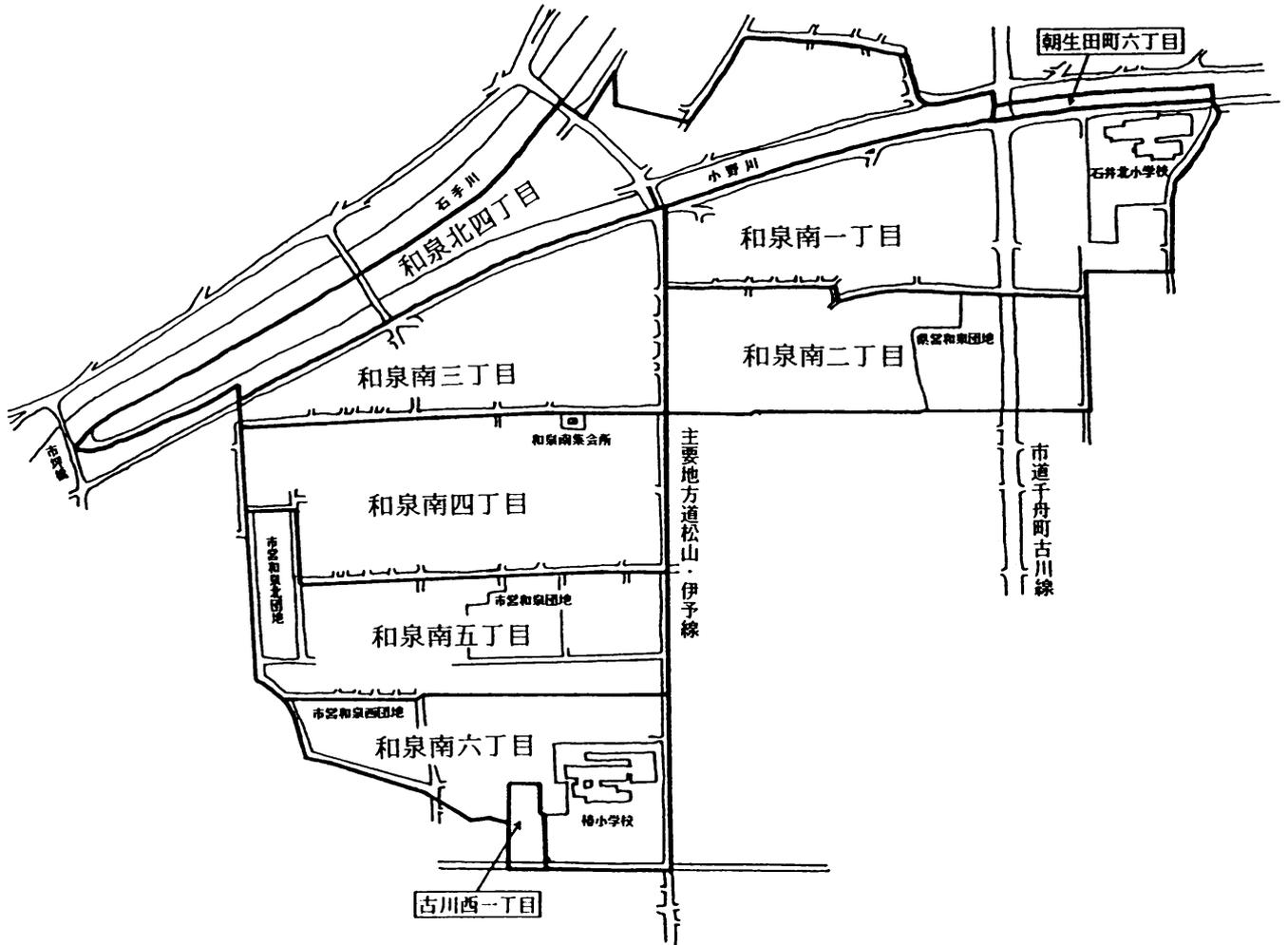
凡 例	
	実施区域線
	現町界線

別図 2

# 新町界町名図

(新町界は、別表のとおり)

町界は、南北線は東側の側線  
東西線は南側の側線



別 表

新町の名称	新 町 の 区 域
和泉北四丁目	市道石井167号線の北側線、小野川の南側線、和泉429の西側筆界線の北側延長線、小野川の中心線、石手川の南側線、主要地方道松山・伊予線の東側線、市道石井274号線の東側線、和泉620の6に隣接する道路である国有地の東側線、和泉604の4の北側筆界線、和泉604の17の北側筆界線、和泉604の16の北側筆界線、和泉604の1の北側筆界線、和泉604の7の北側筆界線、和泉604の8の北側筆界線、和泉604の9の北側筆界線、市道石井42号線の東側線、市道石井51号線の南側線、市道石井51号線の東側線、市道石井51号線の南側線及び市道千舟町古川線の西側線で囲まれた区域
和泉南一丁目	和泉22の1、22の6、23の2、23の9から23の12まで、23の14及び23の17に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井346号線の東側線、和泉18の1から18の4まで及び21の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、和泉16の1、17の1及び17の2に隣接する道路である国有地の南側線、市道石井217号線の南側線、市道石井300号線の南側線、市道石井300号線の東側線、市道石井300号線の南側線、和泉150の1及び151の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井300号線の南側線、市道石井300号線の東側線、市道石井167号線の北側線、市道石井343号線の東側線並びに和泉23の2及び24の2に隣接する水路である国有地の東側線で囲まれた区域
和泉南二丁目	和泉1の1、4の3及び5の3に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井214号線の南側線、和泉100の1の南側筆界線、和泉104の8の南側筆界線、和泉104の9の南側筆界線、和泉105の1の南側筆界線、和泉106の1の南側筆界線、和泉107の1の南側筆界線、和泉108の1の南側筆界線、和泉109の1の南側筆界線、和泉110の1の南側筆界線、和泉111の1の南側筆界線、和泉167の1、167の6、168及び169の1に隣接する道路である国有地の南側線、主要地方道松山・伊予線の東側線、和泉150の1及び151の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井300号線の南側線、市道石井300号線の東側線、市道石井300号線の南側線、市道石井217号線の南側線、和泉16の1、17の1及び17の2に隣接する道路である国有地の南側線、和泉18の1から18の4まで及び21の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線並びに市道石井346号線の東側線で囲まれた区域
和泉南三丁目	市道石井197号線の南側線、市道石井198号線の南側線、和泉429の西側筆界線、小野川の南側線及び主要地方道松山・伊予線の東側線で囲まれた区域
和泉南四丁目	市道石井182号線の南側線、市道石井146号線の南側線、市道石井305号線の南側線、和泉346の1、346の7、347の2、348の2及び351の2に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、和泉352の2に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、和泉356の3及び357の5に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井191号線の東側線、市道石井196号線の南側線、和泉364の1の西側筆界線、和泉364の8の西側筆界線、和泉366の西側筆界線、和泉367の6の西側筆界線、和泉367の7の西側筆界線、和泉369の西側筆界線、和泉426の1の西側筆界線、和泉426の6の西側筆界線、和泉426の3の西側筆界線、和泉428の西側筆界線、市道石井198号線の南側線、市道石井197号線の南側線並びに主要地方道松山・伊予線の東側線で囲まれた区域
和泉南五丁目	和泉239、240の1、241の1、242の2、243の1、244の3、244の5、244の6、245の3、246の1、247の3、248の1及び248の4に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、和泉235の2、235の6、236の1、236の2、236の8、237及び238に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井152号線の南側線、市道石井196号線の南側線、市道石井196号線の西側線、市道石井196号線の南側線、市道石井191号線の東側線、和泉356の3及び357の5に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、和泉352の2に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、和泉346の1、346の7、347の2、348の2及び351の2に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井305号線の南側線、市道石井146号線の南側線、市道石井182号線の南側線並びに主要地方道松山・伊予線の東側線で囲まれた区域
和泉南六丁目	市道石井243号線の南側線、古川町891の1の西側筆界線、和泉177の2の西側筆界線、和泉178の13の南側筆界線、和泉178の13の西側筆界線、和泉178の14の西側筆界線、和泉178の17の西側筆界線、和泉192の2及び193に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、和泉180の5から180の7までに隣接する道路である国有地の東側線、和泉180の4、180の5、181、182の1、182の3、182の4、182の8及び182の9に隣接する道路である国有地の南側線、和泉214から218までに隣接する道路である国有地の南側線、和泉218の西側筆界線、市道石井152号線の西側線、市道石井152号線の南側線、和泉235の2、235の6、236の1、236の2、236の8、237及び238に隣接する水路である国有地の南側線、和泉239、240の1、241の1、242の2、243の1、244の3、244の5、244の6、245の3、246の1、247の3、248の1及び248の4に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線並びに主要地方道松山・伊予線の東側線で囲まれた区域
朝生田町六丁目	市道石井167号線の北側線、市道千舟町古川線の西側線、町の新設前の朝生田町と朝生田町六丁目の町界線及び町の新設前の朝生田町と朝生田町五丁目の町界線で囲まれた区域
古川西一丁目	町の新設前の古川町と古川西一丁目の町界線、和泉180の5から180の7までに隣接する道路である国有地の東側線、和泉192の2及び193に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、和泉178の17の西側筆界線、和泉178の14の西側筆界線、和泉178の13の西側筆界線、和泉178の13の南側筆界線、和泉177の2の西側筆界線並びに古川町891の1の西側筆界線で囲まれた区域

○愛媛県告示第2253号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号

代表取締役 福島 孝一

- 2 工場・事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号
- 3 特定施設に関する事項  
(1) 電解めっき設備No.XI

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めっき施設
特定施設の能力	1時間当たり100メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月

使用開始の予定年月日	完成後翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 11
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 357 最大 408	

備考 No.2、No.3排水処理施設で処理する。

(2) 銅ポリ除害塔

特定施設の種 類	政令別表第1第62号 水廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1時間当たり60ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 8
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満
	最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0

備考 循環使用のため系外排出なし

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理+物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和+凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製及びステンレス製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	中和槽:直径1.55メートル 高さ2.0メートル×2基 凝集槽:直径1.8メートル 高さ2.4メートル×2基 ろ過器:縦1.0メートル 横1.0メートル 長さ4.9メートル pH調整槽:直径1.5メートル 高さ2.0メートル×2基		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和+凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~10 最大 1~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 8.3	通常 7.4 最大 8.3
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 11 最大 11
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 662 最大 798	通常 662 最大 798	

(2) No.2 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年8月31日
-----------	------------

処理施設の種類	化学処理		
処理施設の型式	中和方式		
処理施設の構造	ポリエチレン製他		
処理施設の主要寸法	pH調整槽：直径1.5メートル 高さ1.6メートル pH調整槽：直径1.9メートル 高さ2.0メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~10 最大 1~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.5 最大 8.7	通常 7.5 最大 8.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.9 最大 9.8	通常 5.9 最大 9.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 782 最大 885	通常 782 最大 885	

(3) No.3 汚水処理施設

設置年月日	平成13年8月31日		
処理施設の種類	化学処理+物理処理		
処理施設の型式	イオン交換+ろ過		
処理施設の構造	ポリエチレン製他		
処理施設の主要寸法	純水製造装置：縦4.0メートル 横2.0メートル 高さ2.8メートル 純水製造装置：縦6.8メートル 横2.0メートル 高さ2.5メートル×2基 原水槽：直径2.3メートル 高さ3.3メートル 原水槽：直径2.7メートル 高さ3.7メートル 再生廃液貯槽：直径2.85メートル 高さ5.5メートル 再生廃液貯槽：直径2.94メートル 高さ5.2メートル×2基		

	再生廃液貯槽：直径2.9メートル 高さ6.5メートル ろ過器：縦1.0メートル 横1.0メートル 長さ4.9メートル×2基 ろ過器：縦0.39メートル 横0.39メートル 長さ0.63メートル		
処理施設の能力	1日当たり3,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	イオン交換+ろ過		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.5~3.5 最大 2.5~3.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.1 最大 7.7	通常 6.1 最大 7.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 250	通常 50 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 28	通常 16 最大 28
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,011 最大 2,287	通常 209 最大 220	

(4) No.4 汚水処理施設

設置年月日	平成13年5月15日		
処理施設の種類	化学処理+物理処理		
処理施設の型式	蒸留+中和+ろ過		
処理施設の構造	ポリエチレン製他		
処理施設の主要寸法	塩化カルシウム溶解槽：直径1.3メートル 高さ1.6メートル 次亜塩素酸ソーダ槽：直径2.8メートル 高さ3.7メートル 処理槽用チラー：直径2メートル 高さ0.75メートル×2基 廃液処理槽：直径2.6メートル 高さ3.4メートル×6基 遠心分離機：バスケット 36インチ×2基 排液中継槽：直径2.65メートル 高さ3.5メートル×2基 除害塔：縦4メートル 横2.8メートル 縦7メートル 原水貯槽：直径2.94メートル 縦5.2メートル アンモニア蒸留塔：直径2メートル 高さ17メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,000立方メートル処理		

汚水等の処理の方式		蒸留+中和+ろ過	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 33	通常 8.5 最大 8.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 650	通常 34.3 最大 43.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 769 最大 941	通常 769 最大 941

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 7.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 18
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,880 最大 3,445

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第2254号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく

特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 福島 孝一
- 工場・事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ及びヌ、第62号イ及びホ、第65号並びに第66号
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用方法及び排出水の汚染状態及び量の変更
- 特定施設に関する事項  
無電解めっき設備No.III

	変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たりの使用時間	20時間	24時間
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 73 最大 78	通常 143 最大 154

備考 No.2 排水処理施設で処理する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.2 汚水処理施設

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 788 最大 893	通常 782 最大 885

(2) No.3 汚水処理施設

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 198 最大 209	通常 209 最大 220

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,886 最大 3,453	通常 2,880 最大 3,445

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第2255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	宇摩郡新宮村新宮50番地	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	宇摩郡新宮村新宮50番地	平成15年11月5日
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目1番地5	J A おちいまぱりデイサービスセンター元気伯方	越智郡伯方町叶浦1666番地4	平成15年10月8日
医療法人河辺整形外科	伊予郡松前町浜858	グループホーム浜っ子	伊予郡松前町浜858	平成15年11月7日
有限会社アンジェロ	松山市別府町3-27	こころ	伊予郡松前町大間225	平成15年11月11日
株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地1	株式会社セフティ	伊予郡松前町筒井933番地1	平成15年11月17日
有限会社ナイスデイ	上浮穴郡久万町直瀬甲3974番地6	デイサービスセンター直瀬	上浮穴郡久万町直瀬甲3974番地6	平成15年10月29日
有限会社梅田介護サービス	南宇和郡御荘町平城2714番地	有限会社梅田介護サービス	南宇和郡御荘町平城2714番地	平成15年10月14日
特定非営利活動法人臯月	今治市松本町四丁目6番地4号	グループホームさつき	今治市泉川町一丁目1番29号	平成15年10月17日
社会福祉法人まこと	伊予三島市豊岡町大町字東原2786番地2	デイサービスセンターしあわせの家	伊予三島市豊岡町大町字東原2786番地2	平成15年10月22日
社会福祉法人まこと	伊予三島市豊岡町大町字東原2786番地2	ショートステイしあわせの家	伊予三島市豊岡町大町字東原2786番地2	平成15年10月22日

○愛媛県告示第2256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	（変更後） 宇摩郡新宮村新宮50番地	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	（変更後） 宇摩郡新宮村新宮50番地	平成15年11月4日
	（変更前） 宇摩郡新宮村新宮1096番地3		（変更前） 宇摩郡新宮村新宮1096番地3	

○愛媛県告示第2257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	(変更後) 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン愛媛福祉用具センター	東宇和郡宇和町卯之町2-307	平成15年8月20日
	(変更前) 東京都港区六本木四丁目8番5号			
株式会社コムスン	(変更後) 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	東宇和郡宇和町卯之町2-307	平成15年8月20日
	(変更前) 東京都港区六本木四丁目8番5号			
株式会社コムスン	(変更後) 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市浜田町1355-26	平成15年8月20日
	(変更前) 東京都港区六本木四丁目8番5号			
株式会社コムスン	(変更後) 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスンにいほまケアセンター	新居浜市宮西町4-4	平成15年8月20日
	(変更前) 東京都港区六本木四丁目8番5号			
株式会社コムスン	(変更後) 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	川之江市上分町358番地1メゾン興陽105号	平成15年8月20日
	(変更前) 東京都港区六本木四丁目8番5号			

○愛媛県告示第2258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	(変更後) 宇摩郡新宮村新宮50番地	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	(変更後) 宇摩郡新宮村新宮50番地	平成15年11月4日
	(変更前) 宇摩郡新宮村新宮1096番地3		(変更前) 宇摩郡新宮村新宮1096番地3	

○愛媛県告示第2259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	(変更後) 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市浜田町1355-26	平成15年8月20日
	(変更前) 東京都港区六本木四丁目8番5号			

○愛媛県告示第2260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
森岡雄	宇摩郡土居町上野甲1196-1	上野診療所	宇摩郡土居町上野甲1196-1	平成15年3月7日
森岡雄	新居浜市多喜浜53	森岡医院	新居浜市多喜浜53	平成15年3月7日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン新居浜ケアセンター	新居浜市西原町二丁目2-112	平成12年7月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン西条ケアセンター	西条市喜多川175-1	平成13年1月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン大洲ケアセンター	大洲市東大洲23	平成12年7月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン川之江ケアセンター	川之江市妻鳥町2047-1	平成13年1月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン伊予ケアセンター	伊予市米湊710-1	平成12年9月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン壬生川ケアセンター	東予市三津屋南9-3	平成12年9月30日

○愛媛県告示第2261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン新居浜ケアセンター	新居浜市西原町二丁目2-112	平成12年7月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン西条ケアセンター	西条市喜多川175-1	平成13年1月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン大洲ケアセンター	大洲市東大洲23	平成12年7月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン川之江ケアセンター	川之江市妻鳥町2047-1	平成13年1月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン伊予ケアセンター	伊予市米湊710-1	平成12年9月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン壬生川ケアセンター	東予市三津屋南9-3	平成12年9月30日

○愛媛県告示第2262号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300102130	社会福祉法人旭川荘	岡山県岡山市祇園地先	江 草 安 彦	児童短期入所	南愛媛療育センター	北宇和郡広見町大字永野市1607	平成15年12月1日

## ○愛媛県告示第2263号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200136139	社会福祉法人旭川荘	岡山県岡山市祇園地先	江 草 安 彦	知的障害者短期入所	南愛媛療育センター	北宇和郡広見町大字永野市1607	平成15年12月1日

## ○愛媛県告示第2264号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300077134	国立療養所南愛媛病院	北宇和郡広見町大字永野市1607	赤 松 興 一	児童短期入所	国立療養所南愛媛病院	北宇和郡広見町大字永野市1607	平成15年11月30日

## ○愛媛県告示第2265号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200099139	国立療養所南愛媛病院	北宇和郡広見町大字永野市1607	赤 松 興 一	知的障害者短期入所	国立療養所南愛媛病院	北宇和郡広見町大字永野市1607	平成15年11月30日

## ○愛媛県告示第2266号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸・音声又は言語機能障害	内 科	喜多嶋診療所	三 好 明 宏	越智郡伯方町木浦甲3449	平成15年12月1日

## ○愛媛県告示第2267号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
岩 田 真 治	愛媛県立今治病院	今治市石井町4-5-5	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成15年10月1日
宇都宮 裕	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632-3	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	平成15年11月1日
古 田 茂	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番耕地638	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成15年11月1日
中 塚 博 貴	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番耕地638	平成15年11月1日
渡 部 誠 一 郎	愛媛県立今治病院	今治市石井町4-5-5	医療法人順天会放射線第一病院	今治市北日吉町1-10-50	平成15年9月1日

○愛媛県告示第2268号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立伊予三島病院	細 川 智 司	伊予三島市中之庄町1684-2	平成15年9月30日

○愛媛県告示第2269号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成21年12月18日	愛媛県第1219号	炭酸カルシウム肥料	苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 ＜溶性苦土10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2
平成21年12月18日	愛媛県第1220号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 ＜溶性苦土10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2

○愛媛県告示第2270号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同

法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主として底びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第2271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲市東若宮土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（大洲市東若宮土地区画整理事業出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成15年3月25日から平成15年9月30日まで
- 3 作業地域 大洲市若宮・東大洲地域

○愛媛県告示第2272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大下白潟線	越智郡関前村大字岡村甲2534番4から 同大字甲2569番1地先まで	旧	メートル 28~24.4	キロメートル 0.077	
			新	28~24.4 11.2~27.4	0.077 0.067	
"	"	越智郡関前村大字岡村甲2569番1地先から 同大字甲2570番2まで	旧	12.6~22.8	0.031	
			新	17.2~22.8	0.031	

## ○愛媛県告示第2273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大下白潟線	越智郡関前村大字岡村甲2534番4から 同大字甲2570番2まで	平成15年12月12日

## ○愛媛県告示第2274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東1609番1から 同町大瀬中央4189番2地先まで	旧	メートル 4.5~9.0 13.5~74.5	キロメートル 0.248 0.182	
			新	13.5~74.5	0.182	

## ○愛媛県告示第2275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東3945番3から 同町大瀬中央4189番5まで	平成15年12月25日 17時

## ○愛媛県告示第2276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東4277番5から 同町大瀬中央3721番4まで	平成15年12月12日

○愛媛県告示第2277号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日

- (1) 土地区画整理組合の名称  
大洲市東若宮土地区画整理組合
  - (2) 事務所の所在地  
大洲市大洲 690 番地の1 大洲市役所内
  - (3) 設立認可の年月日  
平成12年4月7日
- 2 変更認可の年月日  
平成15年12月12日

○愛媛県告示第2278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局丹土（開）第13号 平成15年11月27日	周桑郡丹原町大字池田618番6	松山市石手五丁目2番10号 渡部 光一郎
15西局丹土（開）第14号 平成15年11月27日	周桑郡丹原町大字古田甲752番1	周桑郡丹原町大字古田甲1398番地 飯尾 輝文

○愛媛県告示第2279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置  
東宇和郡宇和町大字坂戸 570 番 1
- 2 申請人の住所氏名  
東宇和郡宇和町大字稲生 218 番地  
株式会社南予都市開発  
代表取締役 薬師神 勝
- 3 図面省略

○愛媛県告示第2280号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 一の項(三)2の表位置の欄中「今治市共栄町二丁目3番地1」を「今治市常盤町四丁目2番地1」に改める。

公 告

○公 告

二級建築士試験の合格者について

平成15年7月6日及び9月28日に施行した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年12月12日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	氏名	受験番号	氏名
7 C 10018 L	八木 真人	7 C 10074 L	越智 一貴
7 C 10091 P	石丸 一佳	7 C 10144 L	岩本 光生
7 C 10159 M	新居田 真理	7 C 10187 M	乗松 忍
7 C 10215 M	小原 みお	7 C 10241 K	武田 尚樹
7 C 10257 M	市川 真吾	7 C 10285 M	野村 勝
7 C 10398 N	山内 博文	7 C 10427 P	重森 昌彦
7 C 10454 N	田中 孝幸	7 C 10594 N	越智 信仁
7 C 10692 N	永山 守	7 C 10777 P	竹村 健太郎

7 C 10804N	小 野 栄 己	7 C 10835 Y	黒 田 太 士	7 C 12763M	岡 田 志 保	7 C 12765 P	三 好 将 太 郎
7 C 10847 P	松 岡 一 嗣	7 C 10905 Y	丸 木 明 人	7 C 12806N	高 橋 香 織	7 C 12848 N	濱 岡 一 生
7 C 10945 P	水 田 由 美 子	7 C 10973 P	眞 鍋 志	7 C 12889M	加 地 博 晃	7 C 12904 N	窪 田 之 裕
7 C 10987 P	平 林 圭 司	7 C 11000 N	兵 藤 隼 人	7 C 12948 R	加 藤 里 菜	7 C 13003 P	黒 島 晶 子
7 C 11043 P	渡 部 和 也	7 C 11044 R	日 野 義 章	7 C 13043M	藤 田 裕 也	7 C 13141M	山 田 健 二
7 C 11056 N	野 村 明	7 C 11100 R	梶 原 奈 緒 子	7 C 13155M	家 藤 直	7 C 13197M	重 松 満
7 C 11113 P	横 内 秀 剛	7 C 11115 Y	中 尾 忍	7 C 13295M	兵 頭 岩 見	7 C 13338 N	土 居 原 幸 子
7 C 11172 K	相 原 賢 司	7 C 11213 Y	栗 原 ゆ かり	7 C 13355 Y	羽 藤 雄 三	7 C 20031 P	田 中 愛
7 C 11225 P	天 野 孝	7 C 11283 Y	辰 本 優	7 C 20073 P	大 西 千 里	7 C 20074 R	村 上 隆 志
7 C 11339 Y	竹 本 洋 二	7 C 11369 L	黒 川 友 之	7 C 20086 N	長 井 聖	7 C 20130 R	大 谷 晋 平
7 C 11396 K	藤 本 雅 樹	7 C 11494 K	井 上 寿 夫	7 C 20186 R	明 智 圭 子	7 C 20200 R	宇 都 宮 豊
7 C 11534 R	岡 田 浩 美	7 C 11535 Y	森 貞 達 夫	7 C 20215 Y	田 之 内 克 典	7 C 20229 Y	松 本 武 士
7 C 11577 Y	奥 田 勝	7 C 11664 M	村 井 美 美 子	7 C 20243 Y	竹 本 茂 雄	7 C 20257 Y	大 平 将 司
7 C 11676 K	堀 尾 健 一	7 C 11744 R	藤 井 美 代 子	7 C 20299 Y	栗 尾 瑤 子	7 C 20340 R	杉 田 哲 也
7 C 11746 K	吉 村 博 徳	7 C 11816 K	土 居 勇 樹	7 C 20383 Y	越 智 保 緒	7 C 20398 K	片 岡 満 正
7 C 11874 M	兼 久 英 子	7 C 11884 R	河 上 良 史	7 C 20440 K	高 野 早 人	7 C 20441 L	岡 本 和 泰
7 C 11928 K	高 橋 朋 子	7 C 11970 K	石 元 博 子	7 C 20454 K	池 内 詳 貴	7 C 20511 L	稲 垣 亜 希 子
7 C 11971 L	西 原 直 登	7 C 12012 K	横 田 雅 央	7 C 20595 L	西 口 敬 三	7 C 20694 M	藤 原 浩 光
7 C 12068 K	富 永 幸 雄	7 C 12070 M	小 島 亜 希 子	7 C 20767 R	越 智 友 子	7 C 20779 N	小 沢 英 二
7 C 12082 K	上 甲 晋 也	7 C 12112 M	中 塩 愛 子	7 C 20820 M	大 西 英 里	7 C 20821 N	山 本 愛 弓
7 C 12193 Y	近 藤 和 志	7 C 12194 K	河 村 涉	7 C 20878 P	大 倉 奈 緒	7 C 20947 N	佐 伯 由 美 子
7 C 12221 Y	菅 礼 哉	7 C 12222 K	上 田 誠	7 C 21063 K	宮 本 修 治 郎	7 C 21089 R	中 村 茂
7 C 12235 Y	清 水 幸 夫	7 C 12264 K	寺 下 正 道	7 C 21102 P	眞 鍋 明 広	7 C 21117 R	大 澤 文 男
7 C 12279 L	毛 利 庄 一	7 C 12305 Y	瀧 野 起 一	7 C 21120 L	川 本 香 織		
7 C 12362 K	矢 野 慎 一 郎	7 C 12364 M	岡 田 陽 介				
7 C 12376 K	庭 瀬 裕 之	7 C 12417 Y	河 上 秀 子				
7 C 12461 L	大 森 康 代	7 C 12513 P	山 下 智 範				
7 C 12556 R	佐 々 木 篤 史	7 C 12558 K	岡 本 伸 行				
7 C 12641 Y	久 保 大 輔	7 C 12751 P	渡 部 享				

---

**教育委員会告示**


---

**○愛媛県教育委員会告示第6号**

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年12月12日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

表愛媛県県立中学校入学候補者選考の項口頭による開示請求をすることができる場所の欄中「を併設する県立高等学校」を削り、同表中

「愛媛県県立高等学校一般入学者選抜に係る学力検査	教科別得点及び合計得点	を	「愛媛県県立高等学校一般入学者選抜	調査書の各教科の学習の記録の評定の合計並びに学力検査の教科別得点及び合計得点
--------------------------	-------------	---	-------------------	--

に改める。